

佐賀県知事 様

## 蜜蜂飼育(変更)届

年 月 日

現住所

氏名又は名称及び代表者氏名

電話番号

養蜂振興法第3条第1項(第3項)の規定により、下記のとおり蜜蜂飼育(変更)届を提出します。

## 1. 令和 年1月1日現在蜜蜂飼育状況

飼育場所	飼育蜂群数
	(うち日本蜜蜂 )

## 2. 令和 年蜜蜂飼育計画

飼育場所	飼育予定最大計画蜂群数	飼育期間
	(うち日本蜜蜂 )	月 日から 月 日まで
	(うち日本蜜蜂 )	月 日から 月 日まで
	(うち日本蜜蜂 )	月 日から 月 日まで
	(うち日本蜜蜂 )	月 日から 月 日まで
	(うち日本蜜蜂 )	月 日から 月 日まで
	(うち日本蜜蜂 )	月 日から 月 日まで
	(うち日本蜜蜂 )	月 日から 月 日まで
	(うち日本蜜蜂 )	月 日から 月 日まで
	(うち日本蜜蜂 )	月 日から 月 日まで
	(うち日本蜜蜂 )	月 日から 月 日まで
	(うち日本蜜蜂 )	月 日から 月 日まで

## 3. 個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、同意します。

- (1) 個人情報の利用目的都 県は、養蜂の振興(蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興)に必要な範囲内においてのみ利用する。
- (2) 個人情報の安全管理措置 県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱規程等の整備及び実施体制の整備を講じる。
- (3) 個人情報の第三者への提供 県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。  
ア 法令に基づく場合  
イ 県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他養蜂の振興に必要な範囲内で関係者(蜜蜂飼育者、市町村、他の都道府県)並びに関係機関等の協力が必要な場合

## 備考

- (1) 飼育計画は1月1日から12月31日までについて記入すること。
- (2) 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等が望ましい。
- (3) 飼育場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報(番地、号並びに必要に応じ緯度及び経度)を記入すること。  
なお、地図の添付等でも可とする。

## 【提出に当たっての留意事項】

養蜂振興法第8条第1項の規定に基づき、県は、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講じるものとされており、蜜蜂の飼育を行うに当たっては、周辺の蜜蜂飼育者と配置調整が必要となる場合があります。本届出の提出後、同法第8条第2項の規定に基づき、県から、蜂群配置に係る調整等のため特に必要があると認めるときは、蜜蜂の飼育の状況等に關し、必要な協力を求められることがあります。

・蜜蜂の飼育を行う者は、毎年、その住所を管轄する家畜保健衛生所を経由して都道府県知事にみつばち飼育届2部を提出することとなっています。

・お問い合わせは、畜産課衛生担当(TEL: 0952-25-7122)までお願いします。

別 紙